

# 公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

## 記

### 1 取引停止措置業者名等

朝野工業株式会社

法人番号 1230001006963（富山県知事許可 第 013911 号）

### 2 取引停止措置期間

1 か月（令和 8 年 6 月 3 日～令和 8 年 7 月 2 日）

### 3 取引停止の理由

当該業者は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格の P C 鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽の P C 鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 4 月 20 日に富山県知事より営業停止処分（22 日間）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 1 第 2 号に該当するため。

令和 8 年 6 月 3 日

国立大学法人東海国立大学機構  
機構長 松尾 清一